

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年1月23日（金）17:34～18:31
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

＜WG委員＞

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長
委員 阿曾沼 元博 医療法人社団灝志会瀬田クリニックグループ代表
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

＜提案者＞

門脇 光浩 仙北市長
浅利 芳宏 仙北市農林部次長兼農山村活性課長
竹下 義博 仙北市農山村活性課参事
戸澤 浩 仙北市総務部企画政策課参事
柏谷 有紀 仙北市総務部企画政策課主任

＜事務局＞

内田 要 内閣府地方創生推進室長
富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 農家民宿等が提供する農業体験サービスに関する旅行業法の規制緩和
 - 3 閉会
-

○宇野参事官 それでは、引き続きましてヒアリングを進めさせていただきたいと思います。

秋田県仙北市、本日は門脇市長様にもおいでいただいております。

今春を目途に、地方創生特区を指定するという、国家戦略特区の2次指定ということに

なると思いますが、そういうことで検討を始めておりまして、その一環として夏の提案に応じていただいた公共団体の方々からヒアリングをさせていただいてございます。

本日、ヒアリングの資料を提出していただいておりますが、これは公開を前提ということでよろしいでしょうか。議事録も公開ということで。

○門脇市長　はい。

○宇野参事官　それでは、全体で30分お時間をとっておりますので、大体10分程度で簡潔に御説明いただければと思います。座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長　どうも遠方よりわざわざお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いしたいと思います。

○門脇市長　秋田県仙北市です。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今回、新規追加提案ということでグリーンツーリズム、農家民宿等の規制緩和が1件。それから、前回お話をしております農業生産法人の育成強化に伴う耕作放棄地の防止策ということで、新たな提案という形になろうかと思いますけれども、この2つについて皆様にお話をしたいということで伺いました。よろしくお願ひ申し上げます。

1点目の農家民宿等が提供する農家体験サービスに関する旅行業法の規制緩和についてお願いということあります。現在、旅行業法第3条等で仙北市の場合、この資料にもありますけれども、東北でも有数のグリーンツーリズムの実施市であります。長い歴史がありますが、最近では外国の方々も大変多く体験していただけるようになっておりますが、農家個々の企画ということで、例えば契約だったり募集だったり実施だったり代金回収ということについては、既に旅行業法も大分緩和をしていただいて、個々で行う場合については旅行業法の範疇としないという判断をいただけておりますけれども、私どものように例えば1団体100人以上の方々が同時にいになるという状況になった場合には、複数農家で取り組まなければいけない、対応しなければいけないという状況が出てきます。その際には先ほど話をしたような旅行業法の範疇と捉えられないというところからはみ出してしまうことがありますし、何とかここを緩和していただけないかというのが1点であります。

詳しいことは担当のほうからお話をさせていただきたいと思います。

また、農業生産法人の要件の緩和についてでありますけれども、これは実はいろいろ私どもも議論を大変多くしておりますが、例えば農業生産法人を規制緩和いただいて、たくさんの農業生産法人が農業を守る、あるいは地域を守る、経済活動を活発化していくということを行っても、その後に例えば農業生産法人が集約をした農地に対して、これは考え過ぎかもしれませんけれども、その農業生産法人自体の経営が困難となって、せっかく集約をした農地に対して、生産法人自体の事業撤退となると単純に考えるとばらけていた耕作放棄地が1ヵ所に集まっただけということで、また新たな耕作放棄地を生み出すシステムだけになってしまうのではないかという心配をしました。

そこで私たちの考え方としては、今は行われておりませんけれども、市がしっかりとし

た責任を持って条例化をしていく。市の条例で耕作放棄地を生み出さないようなさまざまな手当をしていこうということを考えて今日お持ちしたわけでありますけれども、そこには条例に基づいて仮称でありますと、戦略会議を設置し、この戦略会議の構成はここに書いてあるとおり農業委員会であったり商工会であったり税理士であったり地元金融機関等であったりするわけでありますけれども、この方々とともに1つ集まった農地の利活用を高度化していくことを常に指導し、また、状況を見極めながら、あるときには金融機関と連携して協調融資を図るという手立てを講じたり、または見守りを再強化していくということも考えますけれども、最終的に農地の利用が高い次元で行われることを見守っていこうということから、それを条例化していこうことを考えてお持ちしたということでございます。

今、実は国のはうでは農地の中間管理機構という考え方がありますが、大変私から口幅ったい言い方ですけれども、例えばお見合いで言うと男の子と女の子がお互いに好き合った者同士がテーブルについていて、例えば農地で言うと貸し手側と借り手側が既に決まっていた状況で、そこで橋渡しをしていく、仲立ちをしていただけるというのが、ざくっと話しをすると私たちからみた今の中間管理機構の性格ではないかと思うわけであります。

これは余り私たちからすると耕作放棄地を未然に防ぐとか、耕作放棄地が出てきたものを何と有効活用しようかというようなその次元では、なかなか機能を発現できていないのではないかという不安も持っております。これは市がどこまでできるんだという御疑問はあるかもしれませんけれども、そこに対して私どもが取り組んでいこうという思いで今回の条例化ということを考えてお持ちした。これをもってできる限り農業生産法人の育成のために、規制の緩和をお願い申し上げたいという思いで伺った次第であります。

私が話をするだけではなくて、例えばグリーンツーリズムの関係で話をさせていただきましょうか。

○戸澤参事 仙北市の戸澤といいます。よろしくお願ひいたします。

先ほど市長がお話しましたとおり、仙北市は下のグラフについておるのでありますけれども、農家民宿が現在29軒と、これに農業体験の受入農家も含めますと50～60軒の農家数となっております。宿泊者数も若干ですけれども、伸びている状況でございまして、この中には外国人もかなりの人数が来ている状況でございます。

先ほども申しましたが、県内では稲作農業中心ということで、米価が下がっており何らかの稲作以外の収入を得なければ農業が存続できないという状況でございまして、単純に野菜等の多角経営に走ればよいのですけれども、仙北市のような農家民宿、県内でも断トツのような状況ですので、それを生かして、これからさらに進めるといった場合に農家民宿だけが企画とかそういうものをつくるというのが、なかなか経験とか人手不足とかそういうもので難しい面がございます。

現在、農業体験推進協議会という団体がございまして、そういう団体で農家をまとめまして新しい企画を立案しまして、募集、運送とか宿泊体験サービスを一環としてやりたい

ということでございます。

ただ、先ほどお話したとおり農家民宿単体ではできるのですけれども、団体ではできない。そこをどうか規制の改革、この団体で行う部分については旅行業に当たらないように規制を撤廃していただきたい。そういう趣旨でございます。

○八田座長 単体ではできて団体できないことは何ですか。

○戸澤参事 単体では企画、募集、一連の旅行業の業務はできるのです。ただ、それが団体ではできないのです。

○八田座長 単体では資格なしでもできるのですか。

○戸澤参事 単体では資格がなくてもできます。団体で実施する場合、旅行業の登録をしますと、営業保証金とかそういうお金の面もかなりかかるのです。100万とか。

○八田座長 これは単体ではできる。

○門脇市長 単体でできるのです。これは結構緩和できているのです。旅行業法でいくと1種、2種、3種とあって、1種が国際的な旅行企画が打てます、2種は国内、3種は新しくできたのですけれども、所在市町村と周辺市町村の旅行業に対する法律ですが、これに当たらないというのが単体でできる場合。要するに農業体験をするということであればOKだということで、農家個々ではできる。ただし、先ほど話したとおりたくさんの方々がおいでになっていただいて、1つのグループが100人、200人単位になると単体ではとても受け入れることができないので団体で、農家民宿団体で受けることになると、この旅行業法の範疇に入ってしまうというところが私たちにはなかなか理解できないのです。それが1つ。

それから、もう1つは。

○竹下参事 農業生産法人の育成強化ということで、規制緩和のフォローアップ的なものを提案しております。現状と提案ということで、現状でいろいろな対応策がありますけれども、一応、基本的には民間会社に規制緩和した場合に、産廃処理施設等の農地の荒廃に伴う前に対応策をとることが基本になるということで、現状では農地法の6条にもありますが、農業生産法人については決算期の3カ月までに生産状況について農業委員会に提出することになっています。

また、農地法の30条におきましては、農地パトロール等で利用状況調査をして、その利用状況が芳しくない場合については農業委員会で指導、是正勧告をし、それでもできない場合については県知事のほうに裁定請求というか、そういう形になりますけれども、一応、提案としては耕作放棄地になる以前に対策をとるということで、先ほど市長が話しましたけれども、仮称の戦略会議を設けまして、農地法では現状報告1回の義務を年2回の上半期、下半期で会社の経営状況を把握するということで、その場合については特に経営改善の指導から業務としては農地の生産、管理状況の把握、再生支援体制、融資も含めた検討を行うという業務を、この組織で行うということで提案させていただいております。

○八田座長 どうもありがとうございました。

最後のは規制の改革としてはどういう改革を望んでいらっしゃるのですか。要件緩和ですか。もともとの要件緩和としてはあれですね。農業生産法人の要件に関して、その規制緩和は出資要件ですか。

○竹下参事 出資要件で役員の要件。出資比率の緩和と役員の。

○八田座長 了解しました。前回のヒアリング資料とセットだから意味があるのですね。

○門脇市長 そうです。

○八田座長 わかりました。すごく重要な提案ですね。これはその後の検討状況とかいうのはありましたか。

○宇野参事官 夏には、今日は追加の提案なので、夏の時点で提案していただいた事項については一定程度。

○八田座長 では、これは御説明いただいたほうがいいですか。

○宇野参事官 では順番に厚生労働省関係からお願いします。

○事務局 では、厚生労働省関係。

まず臨床修練制度、その対象医療期間の拡大についてという御提案でございます。こちらは認証修練を行う医療機関として指定を受けた病院と緊密な連携関係が確保された診療所も対象とする制度改革が26年10月1日より施行済みということで、現行法令で対応可能。こういう回答が来てございます。

これに対しまして私どもといたしましては、指定病院と連携のない診療所も対象とすること、及び臨床修練制度の拡充にとどまらず、外国人医師の受け入れを拡充することについて、厚労省へ引き続き検討要請をしていくというふうに考えさせていただいているところでございます。

続きまして、外国人医師による診察行為の解禁でございます。厚生労働省からの回答でございますけれども、労働力として外国人医師の受け入れというのは国家の根幹にかかる問題なので、国家戦略特区の枠組みで結論を出すことは不適当。それから、医学部における地域枠の活用、臨床修練制度の活用により対応すべきとの理由により、対応不可ということでございます。

これに対しまして私どもは臨床修練制度の拡充、これも含めまして外国人医師の受入拡大について、引き続き検討要請を行っていくことを考えさせていただいております。

次、医療機関内での個人診療所の解禁というところでございます。こちらにつきましては患者の診察に直接供されない施設については、共同での利用が可能である。医療機器等についても管理者を明確にした上で個別に取り決めを行えば、診療所間で貸借が可能ということで、現行法令で対応可能ということでございます。

保険適用範囲の拡大、いわゆる温泉療養のところでございますが、こちらについては医療保険制度においては治療の安全性、有効性が確認されたものは給付の対象としている。提案項目も現行の手続の中で申請して承認を受けるべき。そういう回答をいただいてございます。私どもといたしましては、特区内で審査を迅速化する等の対応について、引き続

き検討要請を行ってまいりたいと存じます。

おめくりいただきまして温泉療法士の資格の創設でございます。こちらのほうでございますが、入浴指導等を医行為として行うことを想定しているのであれば、医師等の医療関係職種の有資格者が行うべきである。そして、医療関係職種であれば行うことができるのであれば、新資格を創設する必要性がないというのが厚労省からの回答。私どもは、であれば医療関係職種としての温泉療法士資格というものを創設できないか、検討を要請していくことを考えさせていただいておるところでございます。

○事務局 続きまして、農林水産省関係でございます。

まず、農業生産法人の要件緩和でございますけれども、農業生産法人につきましては1番目に役員要件がございます。役員要件については1人以上。今回1人以上が農作業に従事しなければならないということで緩和する方向。それから、構成要員要件についても議決権を有する出資者のうちの2分の1を超える者は農業関係者でなければならないのだけれども、2分の1未満については制限を設けないということで、これは特区ということではなくて一般化するということで、農地法の改正案が次期通常国会に提案される予定だと聞いております。

それを超えるさらなる農業生産法人の要件緩和ということにつきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律の5年後見直しということがございますので、それまでにリース方式と参入した企業の状況と踏まえつつ検討するという方針になっておりますという回答を得ております。

もう一点、この際、所有方式による企業の農業参入については、リース方式については事実上、耕作放棄されたり産廃置き場になった場合に、リース契約を解除するということで原状回復という担保措置があるのだけれども、これに匹敵するような原状回復措置手法、没収等ということになるかもしませんが、そういうことを前提にして検討する必要があるのではないかと省庁側から回答をさせていただいてございます。引き続き特区としての対応を求めてまいりたいと思ってございます。

次は国有林野の関係での御提案についてでございますが、国家戦略特区ということで対象面積、現在は国有林野の経営管理法の7条で5haと貸し付けの対象はなっておるのですが、これを10haに拡大することと、対象者を地域住民に限っておったのを、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を対象にするということで、これは具体的には通達で今、作業をしておると聞いておりますが、いずれ国家戦略特区においては、そのような拡充を図ると聞いておるところでございます。

なお、国有林野で放牧をしたいというお話につきましては、現行法におきましても放牧は国有林野で可能。放牧のための貸し付けが可能となっていますということで、回答を得てございます。

以上でございます。

○事務局 引き続きまして、農林水産物、健康食品などの機能性表示の緩和や適用拡大で

ございます。こちらはアケビ油などでいただいているものでございます。

こちらにつきましては、現在新しい制度をつくるということで、企業等の責任でそういう科学的論拠のもとに機能性を表示できる制度を、まさに今年度中に政府として措置する予定になっております。

次が国立公園内の行為の要件の緩和でございます。自然公園法に基づくものでございまして、主に3ついただきております。そのうち放牧については規制はないということでございます。

次の岩盤浴場については、指定されているものに当たりますので許可が必要だということですが、許可を満たせば設置が認められるということで、許可を得て実際に現地で設置されているものもあるそうですが、なかなか基準の関係だと思いますが、満たしていないとかいう個別のものがあるなどと思われます。

3つ目の公的機関所有の土地建物の民間利用拡大につきましては、自然公園法上の規制はないということでございます。

○事務局 続きまして、文部科学省関係でございます。

文化財保護法の現状変更と許可規制の緩和ということで、こちら文化財保護法上で史跡名勝天然記念物の現状変更しようとする場合には、文化庁長官の許可が必要とされているという制度がございまして、これにつきましては夏に御提案をいただいた当時、具体的にどのような現状変更が必要か検討をいただいているということを伺っておりまして、今、お示しをしています文部科学省の回答は、別の提案者の方からの御提案で文化財保護法と都市公園法、といった手続を一元化できないかという御提案をいただきまして、それについて協議をかけたものでございます。

これにつきましては、文化財保護法と都市公園法は許可の観点及び許可の判断に必要な専門的知見等は異なる。文化財のうち、重要なものについては現状変更等に当たって文化庁長官、一部都道府県または市の教育委員会に権限移譲がされているが、文化審議会に諮問の上、許可の可否の判断をしているということで、一元化は難しいという回答を得ております。

また別途これは総合特区のほうになるのですけれども、都道府県または市教育委員会に権限移譲しているという範囲につきまして、政令で規定をしているところなのですが、全国対応ではあるのですけれども、今年度中をめどに政令改正をするということで、これが今、具体的には文部科学省で検討をしているということですが、これが実現しましたらある程度、現状変更は容易になると考えられます。今、御検討いただいております具体的な内容、といったものを再確認させていただきまして、必要に応じて関係省庁と協議させていただきたいと思ってございます。

○事務局 次的一般乗合旅客自動車運送事業、バス事業等の許認可等の権限移譲でございます。国土交通省から輸送の安全の確保の観点から許可審査を行っております、地域ごとに差違を設けるべきでなく、国において一元的に対応することが適切ということで、困

難だという回答になっております。

これに関しまして、関連していることでございますが、仙北市さんは利用者重視の運行路線計画の推進を行いたいということで要望されておりまして、安全確保ということでは必ずしもないということで、その運行路線計画の推進につきまして、関連する地域公共交通活性化再生法というものが御要望を出された後の26年11月に改正されまして、地方公共団体の主体的な地位公共交通網の形成、充実、計画を地方公共団体がバス会社とともにつくることができる新しい制度ができたということになっておりまして、可能ではないかということがあるのですが、具体的には仙北市さんの御意向も踏まえながら、これはそもそも当てはまるのか御相談させていただきたいと思っております。

○八田座長 以上でございますが、市側のコメントとして特にここはやってほしいということがございましたら。

○門脇市長 皆さんありがとうございます。

仙北市が今回提案させていただいた内容というものは、全てにわたってそうですけれども、地域で眠っている資源をいかに血を通わせ、そして活動的な素材としていくかという、まさにアクションを起こそうということで提案したものばかりであります。

一方、国の皆様は、全国一律の法律等で地域地域での実情等になかなかもしかしたらリアルタイムでそぐわない、マッチングできないというものがあるということも御認識いただきながら、行政の運営に資しているということだと思いますけれども、ただ、今回私たちは例えば温泉について言うと、世界に2つしかない放射線ラドン・ラジウム温泉ということで認定いただいている、しかも医学的にも大変重要な役割を担っていくというような玉川温泉について、この玉川温泉を再活用していく。これは国立公園の中にあります。しかもまた医療と連携していく、医療ツーリズムを実現していくという観点でのお話ですので、ほかの自治体とは全く違う状況がある。この自治体と違う状況のあるところを法律の規制を緩和して、モデルとして国内の経済対策の顕著な進捗の団体としていくというのが多分、国家戦略特区の本質ではないかと思いますけれども、今、お話を聞きしている中ではどこがどうで、どこがよくて、どこが悪いのかよくわからないのですけれども、なかなか皆様方の御議論の中でいくと、現状の法律の運用で対応できるというようなお話をだったのかなと思います。

現状の対応ができるのであれば、今まで私どもは何でこれができないんだという話をしてきた時間は一体何だったのかと思わざるを得ない状況です。もちろん今回8月に提案させていただいた後にさまざまな改正等が見込まれたということで、これは大変すばらしい、ありがたいということでありますけれども、個々の地域の特色を生かしていくという考え方からすると、もう一步踏み込まなければいけないのではないかと思っているということをコメントさせていただきたいと思います。

○八田座長 一般的に言えば、もちろんおっしゃったように後に制度が改正されたというのは、そこでもまだ不十分なところはないかというところがあると思います。さらに、一

一般的に言えば、いろいろ言ってきたけれども、なかなか認めてもらえなかった。それがちゃんとできるんですよというものを、ここを通じて文書できちんと回答してもらうということになると、それでファイナルですね。だからその意味でそれはそれで最終的に担当官庁から書面で御回答いただく。書面で質問をして文書に。そういうことは役に立つと思います。

ほかについて、担当の方からそれぞれコメントはありますか。それでは、委員から。

○原委員 回答の中で1カ所、環境省の国立公園内の要件緩和のところ、これは規制はありませんということなのですけれども、誰でも自由に放牧をやっていいわけではないと思うのですが、これはどういう意味なのでしょうか。

○事務局 済みません、もう少し詳しく勉強したいと思いますが、環境省が大臣が区域とか動物の種とかを指定しまして、そういうものを自然公園でやってはいけないということがあるのでけれども、こここの地域ではないと言っております。ただ、本当に問題があるようなものとか、もう少し勉強させていただきたいと思います。

○原委員 多分、求められたこととされたことを答えられているような気がして、要するに例えば民間の事業者さんが公園内で放牧をしたいですと言ったら、それはできるのですか。誰でもできるわけないと思うのですが。

○事務局 現時点ではそういう区域は指定していないという回答しか来てないので、先生おっしゃるように、実際にここでやりたいといったときにだめと言ってくるかもしれない。

○原委員 そういう制度がないというだと思うのです。

○事務局 そうだと思います。だからそこは本当に放牧をやっていいのかということですね。あともう一つ、下の岩盤浴も実際にどうもだめだと言われたものもあるということですので、そこは多分基準と合致していないという向こう側の意見だと思うのですが、その辺の具体的なところもまたお伺いさせていただいて、問題があるようであれば環境省に聞いていきたいと思っています。

○八田委員 放牧と言えば阿蘇はやっているから、あそこはできて、ほかのところでできないというのは、どういうことなんだということですね。

○事務局 基準があって、基準でOKであればできる。

○八田座長 その基準を明快にして、仙北市の場合にはちゃんとできるか、問題ないというのを書面で得られるとありがとうございます。

○事務局 そうなればいいのですが、今のところ仙北市内でもOK出ているものと多分だめだと言っているものがあるのです。だめなのはだめな理由が多分あるのです。

○八田座長 それを追究する必要があります。

どうぞ。

○秋山委員 同じような観点なのですけれども、このワーキングの中でもいろいろ皆さんから御要望をいただいた中で、省庁からの回答が現行上、対応可能という回答が割合が多いのです。でも、本当にそうであればそもそも要望が上がってくることはないわけなので、

逆に一旦、今こういう回答が上がっておりますので、対応可能なはずのものに今、何が起きているのか。どうしてもらいたいのかということを文章でやりとりさせていただくを通じて基準、OBゾーンを明確にすることが重要かなと。私は今後いろいろおやりになりたいことを安心しておやりになるためにも、OBゾーンを明確にしておくというのはプロセスとしてとても重要なかなと思います。

○門脇市長 今までお話しても、できませんと言われたので持ってきたのですけれども、できると言われるとどうしたらいいのかわからなくなってしまう。

○八田座長 実際のところ本省に来れば、結構本当はできると言っているのなら、そこは文章でそれを書いてもらうのがいいと思います。

○阿曾沼委員 濟みません、8月時点では私はおりませんでしたので、背景をきちんと理解しないで申し上げているのかもしれません、外国人医師だと医療機関内保険適用、資格の問題というのは、玉川温泉を核にしたスキームということになりますか。

○門脇市長 そうです。

○阿曾沼委員 今、厚労省が言うとすれば、例えば角館の市立病院が臨床研修の指定病院になってしまえば、それはできますよという話なのです。臨床研修指定病院というのは指導医がいれば、台湾の人だろうが中国の人だろうが指導医のもとで保険診療もできれば普通の一般診療ができます。それも2年間ではなくて最長4年で大丈夫ですと言う事になっています。

○八田座長 これは修練制度。

○阿曾沼委員 そうです。修練制度が例えば市立角館でできてしまえばいい。この角館の市立病院が修練制度になれないというハードルは高く無いと思います。ちゃんと要件で申請すれば、例えば秋田大学と組むとかで可能と考えられます。ただ、現状として秋田大学と組むのも大変、角館が修練をやるのも大変ということであれば、現実的には診療所とか玉川温泉だけでそういうことをやらせてくれという提案になります。その辺を前提に、要望はどうなりますか。

○門脇市長 今のこの調整状況を見ると、要するに仙北市があたかも医師不足の現状にあいでいて、それはそうなのです。全くそう。秋田県についてはそうなのです。もう5年、10年するとやっと例えば地域枠の拡大があったことで、お医者さんの数は需要を満たすだろうという話はされるのです。されていても、私たちはされてからもう10年になっているのです。この状況で、いつまで改善ができないのかできるのかということをただただ待っているわけにはいかない。

今回その中でも例えば私たちが外科、内科、産婦人科、小児科というさまざまなお医者さんをふやしてほしいという話をしているわけでは実はないのです。これはあくまでも仙北市が特区として提出するだけの背景があったわけでありますけれども、その背景というのは恵まれた温泉資源が、これだけの温泉資源の集積がある地域はほかにはないということを先にお話いただいている。だから仙北市は温泉療法医の先生が3人いらっしゃる

のです。この3人の先生方の中に先ほどお話をさせていただいた臨床修練制度を活用していくと、もしかしたら外国の方々が今4年間、実際に診療行為に当たることができるかもしれませんということがあります。

秋田県の場合は今、3つの臨床修練医制度の病院があって、この3つは仙北市と離れております。できるだけ近いところ、もしくは仙北市内に、もしくは市内の診療所にそのような形で制度を拡充していただくということも大変有効かと思います。

○阿曽沼委員 厚労省などの回答を想像するに、大学病院とか地域の中核病院の協力病院として診療所がやることについては妨げていないという言い方なのです。ですから、それらの前提では運用も対応できませんかということが実際あれば、その辺のことについても具体的な内容を明らかにして頂くと良いと思います。

もう一つ、温泉療法士の点ですが、参考になるものに心臓リハビリテーション指導士というものがあるのです。それは学会が認定しているのです。国の認定ではなくて。だから温泉療法医の学会や何かがあれば、そこが指定することも可能ではありますね。

○門脇市長 多分それは日本温泉気候物理学会というものがあって、そこの資格になっているのです。

○阿曽沼委員 そうなんですね。だから温泉療法士というものは国家資格ではないけれども、一応あることはあるということですね。だからそれが認定医と連携すれば相当きちんとしたものができるわけです。現実には。

○門脇市長 そうだと思います。

○阿曽沼委員 例えば鍼灸なんかは同意書と診断書があればできるわけですから、例えば心臓リハビリをやるとか、がんの療養をやるなんていったときに、お医者さんもしくは資格を持った人たちが包括的な指示のもとで結構自由度でできるという事も具体的な要求として纏められると良いと思うので、ユースケースはきちんと整理をされた上で、もう一度御提案をいただくことがいいのかなと思います。

○八田座長 玉川温泉には診療所があるのですか。

○門脇市長 週に1回、診療所というよりは看護師さんが行って患者さんというか、温泉に入っている方々を見守るということは行っているという状況があります。ただ、がん患者が大変多いので状態の急変がある方々が大変多くて、そこから実際に田沢湖病院、角館病院だと2時間かかる。

私たちは決して外国人医師を旗振ってお迎えしようという話ではなくて、温泉療法に関する知見を持った方々が外国の方々が多いという現実があるということです。ドイツったり、スウェーデンったり、中国ったり、いろいろなところで温泉療養に関して知見が多い方々、先生方がいらっしゃるから、そこを日本国内で埋めていくこともそうでしょうけれども、できれば先導して、パイオニアとして活躍している方々に日本に来ていただいて、この知見を広げていただくということを考えれば、外国人の方というのは。

○八田座長 それは修練では難しいですね。

○阿曾沼委員 基本、患者さんの急変というもののトリアージを誰がどうするかという問題があるって、ここにお医者さんがいても急変対応できないことは幾らもあるので、温泉医が例えば心臓だとか脳疾患というところに急変でどこまで現地で対応するか、地域の医療機関とどう連携するかも重要です。その辺のところもキチンと運用設計が必要ですね。救急搬送はヘリを使うとかも考えなければなりませんからね。その意味でも、現場の医師やがトリアージでき、応急処置もできる。応急処置をした上で救急搬送を養成するという仕組みの構築ですね。

○門脇市長 なるほど。例えばトリアージですから、この方は今、大変重要な局面にあるとか、一晩ここで様子を見ましょうとか、そういう区分けができる方がいらっしゃればいいということですね。

○阿曾沼委員 そうですね。温泉療法士がどんな疾患に対応するのか私は詳しいことはわかりませんが、温泉療法士というより、急変のトリアージができるお医者さんがいればいいと思います。しかしそこに常設の診療所がなくて、たまにしか来ないとなると、本当に温泉利用者にとって安心・安全が確保できるかという問題もあります。

○門脇市長 私たちはそういうマンパワー、御協力いただけるお医者さんがいらっしゃれば、診療所を常設して、開設して温泉の医学的な側面も研究できるような場面をつくることが、もしかしたら世界で2カ所しかない仙北市にある玉川温泉の責任ではないかという思いもあるわけです。

○阿曾沼委員 例えば台湾のお医者さんという話が出たのですが、その人はここに常駐してもいいよというぐらいの思いを持っていらっしゃるのですか。

○門脇市長 いや、直接こちらから話はまだしていませんけれども、そういう方がいらっしゃると考えています。

○阿曾沼委員 日本ではなかなかいないということですか。

○門脇市長 なかなかいらっしゃらない。

○八田座長 でも、制度として来てもらうには今のところ修練制度しかだめで、そのためには日本の大学病院に最終的にはどこか所属して、ある意味で修業しに来るわけですね。そういう形だから今の日本の制度がぴったり合うわけではないですね。

○阿曾沼委員 ぴったりではないですね。だから頭を使えば使えますよということでしかないですね。

○八田座長 だからそれは、その台湾のお医者さんが玉川温泉の診療所に1人でいても大丈夫なのですか。要するに連携している場合には。

○阿曾沼委員 急変というか、がん患者さんだと、例えばバーデン・バーデンなんかは温泉リハビリをやっていると言われていますが、仙北市のご提案でも、基本的に心疾患、脳疾患などのトリアージがちゃんとできる先生がいれば、私は問題ないのではないかと思います。

○八田座長 それは日本人のお医者さん。

○阿曾沼委員　日本人がいればよりいいとは思いますが。

○八田座長　まずその人がいて、そしてさらに台湾から呼んでくる人が。

○阿曾沼委員　誰か日本人の医師が1人でもいらして、診療所開設して頂いていくと良いと思います。1人のお医者さんで全てできるなんてことはありませんから、皆で寄ってたかってということで、地域の田沢湖だとか角館の病院の先生たちの御了解とか御協力によって、この診療所が運営出来ていくとすごくいいなと思います。そこに外国人医師も参加するというやり方です。

○八田座長　でも規制緩和の要望は、そもそも外国人を入れるということだったのだけれども、これは元来、日本人の診療所の拠点をまずつくることが必要だと。

○阿曾沼委員　もし本当にやろうとすれば、現実的にはそうだと思います。

○八田座長　阿曾沼先生の御主張はそういうことだと。

○阿曾沼委員　外国人の医師を医者不足と言う事で、台湾とか中国で温泉療法などの経験のある人に働いてもらうといった場合には、当然それも緩和してもらうということが必要です。しかし、寄って立つ拠点がどこかにあったほうがいいと思います。

○八田座長　台湾の先生だけでは無理だということですね。

○阿曾沼委員　やはり医療ですから、寄って立つ基盤がどこかにあるといいなと思います。

○門脇市長　なぜ台湾かというと、仙北市と台湾の関係は深いわけですけれども、それ以外に台湾の北投温泉が同じ泉質で微放射線を放射している。例えば自然界の100倍程度の放射があるということが健康にとてもいいということと類似する温泉というのは北投温泉しかないわけですから、北投温泉で蓄積した技術というものを日本の場合はまだそこまでいっていませんので、移入させていただくという。

○阿曾沼委員　それはすごくいい提案だと思うので。

○八田座長　時間はかかるけれども、例えば二国間協定をするということは。

○阿曾沼委員　そうですね。台湾と二国間協定という意味で、ただ、二国間協定の今の最大の問題は、保険診療ができないということなのです。

○八田座長　でもそれはいいでしょう。

○阿曾沼委員　患者さんの御了解を得て、非常に低廉な形で対応できるということであれば、全然問題ないと思います。

○八田座長　それは協定をつくらなければいけないけれども、そういうことですね。

○阿曾沼委員　台湾は国家として二国間協定の相手国になるかどうかという議論になるかもしれないけれども、いいと思います。

○八田座長　一番自然な形です。その場合だって台湾の人が1人でできるかということがあるから、日本人のお医者さんはどうしても必要な感じがしますね。

○門脇市長　それは私たちが一緒に仕事をさせていただいている温泉療法医の先生方に受けていただくことはとても重要だと思いますし、その方々が次の世代の医師を育っていく

ことになると思います。

○阿曾沼委員 やりたいですね。

○八田座長 それから、先ほどの農業の今度御提案してくださったものも大変すばらしいと思うのです。規制緩和とセットでやるというのは、これもぜひやりたいと思います。

○秋山委員 私も追加提案も含めて非常にこれができたらいいなと思うものが多くてすばらしいなと思っているのですが、1点だけ、先ほどの農地中間管理機構との整合ではないのですけれども、今、政策としてはまず都道府県に集約した農地バンクで集約していくこうというのが今、御旗になっているのですが、そういう中で仙北市さんのほうでこういう形で市で条例をつくって、それとはまた違う独自のやり方でこういうことをおやりになると自体に、何か御懸念だとかリスクだとかというのは今の時点で想定していらっしゃることはありますか。

○門脇市長 仙北市の場合、全耕作面積の中に占める耕作放棄地面積というのは約5%ぐらいだと私は認識しているのですけれども、これが年々ふえていくという状況があって、しかも仙北市は中山間地ですので、年々ふえていくトレンドが非常に急速だということです。そうすると、全県で農地管理機構の方々が一生懸命手当していただくことはもちろんありがたいことですけれども、その対応のスピードでは私どもの仙北市の耕作放棄地を防いでいくことには、なかなか実力的なものだとするとプラスアルファしなければいけないという思いがあり、ここまで踏み込まなければいけないと思っているということです。

○原委員 今の同じ点ですけれども、これは先ほどの農水省さんの答えによると、要するにリース方式の場合だとリースの契約解除という強力な担保措置があるのでいいのだけれども、それに匹敵するような確実な原状回復手法が必要だということを、恐らくこれからこの話で農水省さんとお話をすると言ってこられるので、相当強力な手段なんですということを説明するやり方というのは、そこはもう少し御相談をしながらやっていったほうがいいのかなど。

○秋山委員 本質的にはここで提案されているように、なってからることを心配するよりも、どうやってならないようにするかということをしっかりやったほうが絶対に現実的には大事だと思うのですけれども、そのところある程度論理的に相手を説得できるような説明は必要だろうと思います。

○原委員 秋山先生おっしゃるとおりなのですけれども、そうは言っても耕作放棄を突っ走る人が出たときにどう抑えられるんですかと。

○八田座長 それは市の責任でやりますということですね。

○門脇市長 市が責任を持って関与しますという話。

○八田座長 そして関与して、つぶれた会社はつぶれた会社で市が今度どうなさるのですか。

○門脇市長 一番大切値な問題は、例えば農業生産法人が倒れてしまって、耕作者がいなくなってしまうという状況が出てくることが一番問題なのですけれども、この農地を再活

用してもらうということがなければ耕作放棄地を解消できないわけです。だからここの放棄地となったところに対して、また新たな耕作者をここに入れてくる、紹介していくことが本来とても重要な話なのですけれども、それは今の農地中間管理機構の考え方でいくと、貸し手と借り手がお互いに了解しましたということでスタートしていくところから始まるのですが、それではないわけです。現実として現象が起きてしまったときに、ではこの次に誰が来て耕作するのかというところに関しては、今の農地中間管理機構ではその前段階の作業になってしまいますから、そこを仙北市が行政としてあっせんに入るということをしなければ、両者がOKですというところまで高めることができない。その前段を仙北市が埋めていくという考え方です。

○八田座長 仙北市が土地も一旦所有するのですか。

○門脇市長 所有はできないと思います。

○八田座長 そうすると、宙ぶらりんになっているときはどうするのですか。つぶれた会社が持っている。

○門脇市長 つぶれた会社としては、次の所有者に渡さなければいけないという状況が続く。これは宙ぶらりんだと思いますけれども。

○八田座長 その次の所有者というのは。

○門脇市長 次の所有者の方々、何でここに実は金融機関が入ったかということも重要なと思っていますけれども、これは協調融資だけではなくて、次の耕作者の種になることができるという経済状況を持った方々、事業所等の情報を一番よくわかっているのは地域の金融機関ですから、その金融機関の方々にこの協議会に入っていただくことは、次の耕作者を探す。待っているのではなくて、こちらから探しに出る。

○八田座長 それはかなりの部分、農協ではないのですか。

○門脇市長 農協さんにそれを期待するのは難しいと思います。

○八田座長 だけれども、実際問題、金融をしているのは農協が多い。

○門脇市長 でも、それはJAバンクの話かもしれませんけれども、今、私たちが言っているのは多くの場合は、私の認識では生産法人とかは農協さんとのやりとりというよりも。

○竹下参事 自分で売り先を決めて直接売る場合の会社のほうが、農業生産法人の場合は。

○八田座長 でも金を借りているのはどこから。

○門脇市長 金を借りているのは、最近は生産法人の方々は民間の金融機関から借りています。何でかというと、今まで農作物をつくって資材がいろいろかかるのですけれども、その資材を金を返すのはJAさんから借りるのですが、JAさんから借りて返すのは農業生産物が売れたときです。そういう関係があるから、ずっとだからJAバンクと農業者は切ることができないのです。これが悪循環というか今までの成り立ちなのです。だけれども、最近は要するに出資をいただいたりして、農業生産法人をつくった方々というのは自分の要するに資金でそこに入ってくる方が多いですから、JAさんに協力を求めなくてもいい。さらに言うと系統出荷しなくてもいい。自分たちで売り先を考えていますから。

○八田座長 では基本的に所有者が新しい耕作者を探すのに世話をする。そこで金を使う。そういうことですね。わかりました。

ほかにありませんか。最初の今回御提案になった旅行の企画や何かについてですけれども、これは先ほどのものとは少し話が違うのですか。

○事務局 先ほどは、旅行業では知事が言われたとおり何種類かありますて、外国旅行とか、小さな旅行がありまして、それぞれ規制の度合いが違うのですが、基本的には2種類の規制がありますて、1つ営業所ごとに旅行業務管理者を置かなければいけない。もう一つ、先ほどありました供託金の話があります。それぞれレベルが違うのですが、先ほどは旅行業務管理者のほうでして、もちろんそれも関係していらっしゃると思いますが、供託金と両方だと思われます。こちらの話は。

○八田座長 先ほどのは。

○事務局 2つある基準の旅行業務管理者のほう。

○八田座長 今度のは管理者のほう。

○事務局 管理者もなくしてほしいですし、供託金もなくしてほしい。

○戸澤参事 そもそもこの業務を旅行業という観点からなくしていただきたいということが1番なのですけれども、それができないとすればかなり緩和していただきたい。

○八田座長 わかりました。先ほども別なものがあったから、あれはここで言う3種のようなものではなかったですね。

○事務局 着地型の旅行商品ですので、こちらは農家民泊なので特別です。先ほどのものはもう少し広いと思われますが、少なくとも先ほども地域の、先生も言われたとおり体験型とか着地型の話で、少なくとも海外旅行のツアーとか、そういうものではないと思われます。ですから、先ほどのも地域限定ですとか、3種とかその辺の話だと思います。

○八田座長 でも、こういう民宿で農家体験をやるというのもあれは違うでしょう。

○事務局 それも含まれていると思います。ただ、先ほどのものはもう少し広いと思います。そういうものも含めてだと思われます。

○八田座長 わかりました。そうすると3種のこれに関しては、難しい資格を要求するのはそもそも変なわけですね。今は個別にもできる。先ほどはできない。

○事務局 その資格というのは国家資格なのですけれども、観光庁が言うには、この間も言っていたのですが、契約書をつくったり旅行の契約をしたりする能力の資格なので、旅行する消費者のために持っていただかないといけないので、取ってほしいということだそうです。

○八田座長 それが先ほどのものですね。これもそうなのですか。

○事務局 これもだから農家民泊、詳しくは聞いてからですけれども、団体で入れられた分、団体旅行のような形だという解釈になっているのか、そこら辺はあれですけれども。

○秋山委員 御提案書だと旅行企画、契約、募集、実施、代金回収という、いわゆる今の定義で言うところの旅行業者がやっていることと同じことの緩和もしくは適用除外になり

たいということですね。

○八田座長 これは民宿に関しては、個人がやる場合も国家資格を取っているわけですか。

○門脇市長 取っていないです。不要になっているのです。

○八田座長 なるほど。そうしたらこちらも不要に、あるいは限定したものにしてほしいと。

○門脇市長 農家民宿 1 個でできたものが、団体でなぜできないのという単純な疑問です。

○八田座長 それは今、秋山さんがおっしゃったようないろいろ代金回収とか、そういうことが非常に規模が大きくなるからではないですか。

○原委員 団体というのは農家 1 軒ではなくて、農家が複数という意味での団体ではないですね。

○門脇市長 先ほど話したのは、協議会等があるということが前提ですという話です。その協議会を構成しているのは農家、農家、農家、農家の各農家がいるわけです。そういう方々は大体 4 ~ 5 人ぐらいからお部屋に泊めることができないので、100 人となると何十軒が欲しい。だけれども、そうなってしまうとそもそも個人の農家でやっていることが団体になってしまふとできないというはどうなのでしょうかというふうに疑問が出る。

○八田座長 でもそれはやはり代金回収が滞ったり何かしたら、大勢いるときには結構大変だということなのでしょうから、これは 1 人試験さえ通つてしまえばいいのではないかですか。ほかのものと比べてそんなに大きな問題ではなさそうで、普通にこれはほかのところでやっていることなのだから、資格を取ればそれでいいのではないか。

○門脇市長 例えば協議会が窓口になって、農家一個一個ではなくて協議会、例えばグリーンツーリズム協議会という協議会があって、この協議会が窓口になって複数農家の方々に対する手当をしていくわけです。ですのでグリーンツーリズム協議会がもしかしたら今、先生がお話しした免許をとったらいいのではないかという話もあるのかもしれない。でも、今までそれを取るという話はないのです。

○八田座長 あるいはバイパスになって、最終的には全部ここでやっているんだと。ただ、最初の受付だけやるんだと。そういうことが可能か。

○門脇市長 可能かということもありますね。供託金の話は多分高額な金額で、それは農家の方々に出資しろというのはなかなか厳しいと思います。

○八田座長 なるほど。

こここのところはお役所に、どういう理由があつてこういうことをやっているのか聞く必要があると思います。農業のところ、医療のところ。

○門脇市長 この前、私たちは景観団体、風景を守っていく団体ということで仙北市が指定になっていることがあって、この 3 年ぐらいの間に景観条例をつくろうということで今、一生懸命動いているのです。景観保護条例と言うのでしょうか、その景観条例の場合は保護もそうだし育成もそうなのですけれども、そのフォーラムを 1 週間ぐらいの間に開催したのです。そうしたら例えば田沢湖高原、例えば角館の武家屋敷等を見て、好ましい景観

だと思える森林と、好ましい景観だと思えない森林があるというフロアからの発言がありました。特に田沢湖高原地区の国有林がうっそうと広がっている場面を指摘しての発言だったのですが、確かに針葉樹林としての美しさはあるかもしれないけれども、本来、山の持っている姿ではない。これを改善していく、修景していくことが、この景観条例の1つの大きな目標にならないかという発言があって、私どもは大変実は嬉しかったのです。先生にこの話を今日しなければいけないと思って伺いました。

○八田座長 そうすると国有林の民営化に関する要望は、これだけに限らないですね。

ほかに事務局からはよろしいですか。どうも非常に丁寧な御説明ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。